

目次

P -CR-1st-1-★付審判請求20201207	2
P -CR-1st-2-★証拠追加20201207	6
P -CR-1st-3-★16号証-反証書	7

付審判請求書

令和2年12月7日

前橋地方裁判所 御中

申立人

住所(送達場所) 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1

職業 農業

氏名 今井豊(昭和36年3月9日生) 電話・FAX 0278-72-5353

請求の趣旨

申立人が、令和2年6月15日に、後記の被疑者の群馬県警沼田警察署の、橋本誠、不詳C、不詳D、不詳E、塚越幹、不詳F、不詳G、萩原崇之、不詳H、ら9名を公務員職権濫用罪等で告訴したところ、前橋地方検察庁検察官検事の上村正から、公訴を提起しない旨の令和2年11月30日付処分通知を受け、また、令和2年12月3日の同検事係への通話において理由の告知を求めたところ、「罪とならず」との不起訴裁定主文を告知され、それ以上は訊ねても答えませんでしたが、これでは当該告訴事実(嫌疑)のどこをどのように否定したのか?が全く解らないので理由が無く、社会的妥当性を欠いており、全部不服ですので、刑事訴訟法262条により、当該事件を貴所の審判に付することを請求します。

対象事件番号

前橋地方検察庁 令和2年検第1281, 1282, 1283, 1284, 1285, 1286, 1287, 1288, 1289号

請求の原因

合理的根拠の無い不起訴処分です

前例の無い行為の特定個人への短期集中に犯罪性を感知しない検査機関など有り得ません。理由も無いのに、当り前の犯罪を否定することはできません(経験則違反・論理則違反)。

1 不起訴処分理由告知書(様式第119号)の裁定主文は実質的な理由になりません

本件三罪は全て「罪とならず」とのこと、一般的取扱として不起訴裁定主文のみの記載が既成事実化されつつあるようですが、たとえどれだけ実績が有ろうとも、不起訴裁定主文とは原因の分類に過ぎないので、告訴事実のうち、どこをどのように否定したのか?という実質的(合理的)理由が解らないので、理由になり得ないこと(制度的瑕疵)は誰でも解るので、社会通念上これで納得を得られる筈も無く、これだけをもって理由とするのは規定の立法趣旨に違背しており、職権濫用の誹りを免れません。

なお実務上は別途、口頭により補足説明しているのが実態と推定されます。

2 実質的な理由を訊ねたのに答えなかつたことは告訴の妨害です

上記の当り前の抗議を無視して簡単にできるはずの実質的な理由の告知を拒否したことは、実質的(合理的)理由が無いこと、つまり職権を盾にした隠蔽を極めて強く暗示しています。実質的な理由の告知を拒否したことの証拠として、通話録音の反訳書を提出します。

答えようとしている以上、詳しく反論することもできませんが、少なくとも必ず言えることは、当り前のことのいずれかを否定ないし看過しています(公序良俗の偽装の陰謀)。

3 したがって、本不起訴処分には合理的根拠が無いとしか解釈できません

理由も無いのに、当り前の犯罪を否定できません(経験則違反ないし論理則違反)。

理由が無いことは充分に自覚できるはずなので、経験則違反とも論理則違反とも言えます。検査機関が合理的根拠無く訴えた犯罪被害を否定すれば、当り前に、職責(法令)違反です。

申立人が申し上げる迄も無く、合理性の無い国家権力の濫用が許されないのは人権の歴史から見て当然であり、まして検察庁は刑事的な起訴独占機関ですから、なおさらです。

具体的には、告訴状に記載した蓋然性の数々を無視しているので、特に検察の理念「4 被疑者・被告人等の主張に耳を傾け、積極・消極を問わず十分な証拠の収集・把握に努め、冷静かつ多角的にその評価を行う。」に違背しています。

申立人のような素人が独力で告訴状を受理してもらうまでの苦労が全く解っていません。

原事件の焦点

蓋然性の詳細は当該告訴状の通りであり、閑散の公衆浴場で、入浴中に、洗い場に置いたままの(使用中の)イスを横取りするという、前例の無い行為が、申立人限りで、短期間に集中したのは、100%の確率で、皆で通謀して横取りを繰り返して見せることによる、包囲網の組織力の誇示です。

1 前例の無い行為であること

前例が無いのは、違法性が充分に公知であることの証左ですから、それを敢行したことは、当たり前に、申立人への害意を示唆します。

2 申立人限りの行為であること

後にも先にも申立人限りの現象ですから、明らかに申立人を狙った横取りです。

3 短期間(20181201～20190129)に10回も集中し、その後突然無くなうこと

4 間違える(置き忘れだと思い込む)蓋然性が全く無いこと

余地の無い言訳を頑なに言い張ることは通常は有り得ず、非合法手段の用意を示唆しています。

5 横取り行為の違法性があまりにも自明なこと

イスの横取りは、公然と他人の存在を否定する行為であり、当たり前に、紛争の火種となり、社会秩序を乱しますから、極めて反社会的で、典型的な公序良俗違反の人格権侵害行為です。

群馬県警沼田警察署の主な不正当性

1 所見に合理的根拠が無い(にならない)、との摘示を無視したこと

2 合理的根拠が無い(にならない)ことは十分に自覚できる筈であること

つまり、正当業務行為どころではなく、露骨な組織的隠蔽であり、告訴の妨害です。

既述の通り、特に警察が訴えた当たり前の犯罪被害を合理的根拠無く無視することは、当たり前の法令違反であり、告訴の妨害であり、適正な手続を受ける権利の行使の妨害です。

前橋地方検察庁の主な不正当性

合理的根拠の無い不起訴処分を行ったこと

繰り返しますが、恣意性一覧表の各事件は其々当たり前の犯罪であり、其々が包囲網の実在を示唆しているうえに、それらの稀有な事件が申立人に集中していることの相互関連性を総合するならば、いずれも包囲網としての組織力の誇示です。

これらの刑事的な蓋然性を考慮しない捜査機関など、有り得ません。

包囲網としての主な不正当性

全機関とも同様に、合理的根拠が無い、との当たり前の訴えを無視しています。

言い換えると、合理的根拠無く、犯罪ではない旨の虚偽を言い張って告訴を妨害しているに過ぎず、こうした当たり前の訴えを悉く無視した非道は、その職責に鑑み、有り得ない対応と言えますから、当たり前に、「お前を認めない」との名誉毀損、または、「お前を消すぞ」との生命への脅迫、など、公然たる害意の表示としか解釈できず(人権侵犯性)、職権濫用による包囲網としての国家的な公序良俗の偽装の陰謀を示唆します(反社会的)。

なお本件関連として、前橋地裁 H31 ワ 119 慰謝料請求事件(上告中)が有ります。

犯罪事実(再掲)

告訴事実2 通報一回目(1,8,9号証)

20190121 14:41、私が、風和の湯から、群馬県警沼田警察署(群馬県沼田市上原町 1738-1)に通報し、同日 14:50、風和の湯に駆け付けた、橋本誠、被疑者不詳の警察官C、D、E、の 4 人に、告訴事実1に既述の①から⑥の事件性を訴えましたが、被疑者不詳Aの無言の脅迫の害意を当然に感知すべき状況に在りながら、合理的根拠無く故意を否定して、摘発に必要な捜査の職権を行使せず、被疑者不詳Aを隠避し、告訴を妨害し、被害を継続させました。

要するに、判断の合理性(故意を否定する根拠)が全く有りません。

例えば、本人が過失だと言ったから過失である旨(1号証 5 頁下)の所見は、既述の通り①そもそも間違える蓋然性が無いこと、②犯人が嘘を吐くのは当然であることから、当り前に、虚偽の疑いが強いのに、更には、過失だと立証できません(鵜呑み)し、そもそも①から⑥の事件性を否定する根拠になりませんから、合理捜査への問題外の違反です。

更には、今後再発した場合は話が変わって来ますよ?と通報一回目で押念したのに、二回目以後も事件性を見直さなかったことは、露骨な告訴の妨害であり、既述の通り、警察がこのように当り前の被害の訴えを無視することは、当り前に、警察法や犯罪捜査規範などの法令違反であり、また、予見可能性に基く結果回避義務違反であり、人権侵害です。

告訴事実4 通報二回目(2,3,8,10号証)

20190129 13:51、告訴事実3について、風和の湯から、私が群馬県警沼田警察署に通報し、同日 14:24、風和の湯に駆けつけた、塚越幹、被疑者不詳の警察官F、G、の 3 人に、既述の①から⑧の蓋然性を訴えましたが、被疑者不詳Bの無言の脅迫の害意を当然に感知すべき状況に在りながら、合理的根拠無く故意を否定し、摘発に必要な捜査を怠り、また、被疑者不詳Bの身元の開示を求めたのに、個人情報を口実に、合理的根拠無く拒否し、被疑者不詳Bを隠避し、私の告訴を妨害し、被害を継続させました。

要するに、判断の合理性(故意を否定する根拠)が全く有りません。

例えば、本人が過失だと言ったから過失である旨の所見は、既述の通り、合理捜査違反です。

既述の通り、警察がこのように当り前の被害の訴えを合理的根拠無く無視することは、当り前に故意の職権濫用であり、警察法や犯罪捜査規範などの法令違反であり、また、予見可能性に基く結果回避義務違反であり、人権侵害です。

告訴事実5 群馬県警沼田警察署での抗議への対応(4,8,11号証)

20190206 09:50、群馬県沼田市上原町 1738-1 所在の沼田警察署二階の生活安全課前室において、萩原崇之と警察官Hは、私が書面(3号証)を基に、既述の告訴事実1と3を訴えるも、被疑者不詳AとBの無言の脅迫の害意を当然に感知すべき状況に在りながら、故意に感知せず、私が要請した合理的根拠の告知や被疑者不詳AとBの身元の開示や対応窓口の一元化の要請を合理的根拠無く拒否し、摘発に必要な捜査を怠り、被疑者不詳AとBを隠避し、私の告訴を妨害し、被害を継続させました。

要するに、判断の合理性(犯行を否定する根拠)が全く有りません。

例えば、5頁中「公共の場だから事件性は無い」は、私への害意の表示とは直接的には断定できないとの指摘に過ぎず、逆に、公共の場だからこそ公然たる害意に当ることや、既述の①から⑧の蓋然性を一切無視しており、全く理由になり得ません。

また、合理性が無いと抗議したのに、6頁中「(萩原崇之)それはイマイさんが思うだけですよね?」と無意味な類型発言を行い、その根拠を示しません。

「事件性を認めないから、身元も教えないし、対応窓口も決めない」という、倒錯の連鎖です。

既述の通り、警察がこのように当り前の被害の訴えを合理的根拠無く無視することは、当り前に、警察法や犯罪捜査規範などの法令(職責)違反であり、また、予見可能性に基く結果回避義務違反であり、告訴の妨害であり、人権侵害です。

なお萩原崇之は、話し振りから、萩原崇之を騙った弁護士と思われます。

公務員職権濫用罪

(刑法第百九十三条 公務員がその職権を濫用して、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害したときは、二年以下の懲役又は禁錮に処する。)

既述の犯人隠避罪や脅迫罪を行う為に、告訴事実2により、橋本誠、被疑者不詳C、被疑者不詳D、被疑者不詳Eが、告訴事実4により塚越幹、被疑者不詳F、被疑者不詳Gが、告訴事実5により、萩原崇之、被疑者不詳Hが、其々、脅迫の通報を受けた群馬県警察職員として、私が訴えた既述の①から⑧の当り前の蓋然性から、被疑者不詳AとBの脅迫目的のイス横取りを当然に感知すべき状況に在りながら、其々、合理的根拠無く認めず、摘発に必要な捜査の職権を故意に行使しないことにより、同人らを隠避したことは、既述の通り、予見可能性に基く結果回避義務違反であり、法令違反であり、告訴の妨害であり、人権侵害です。

常に、合理的根拠が無いということは、犯罪捜査規範4条(合理捜査)2「先入観にとらわれず、根拠に基づかない推測を排除し、被疑者その他の関係者の供述を過信することなく」に全て違反しており、また、被害の訴えを、常に、合理的根拠無く、無視した態様は、常習的な、理由を告知しない受付拒否(犯罪捜査規範61条ないし65条違反)と言え、個人の権利と自由を保護、個人の生命、身体、財産の保護や、犯罪の予防など(警察法2条)の職責と、訴えた極めて高度の違法性に因る、予見可能性に基く結果回避義務違反であり、職務上の故意または過失であり、手続(告訴)妨害であり、自決権や生命に対する権利や適正な手続を受ける権利(いざれも憲法13条)や、平等権(憲法14条)などの侵害です。

このように、告訴事実2,4,5の対応の類型的一貫性ないし相互関連性を総合すれば、既述の犯人隠避罪や脅迫罪を行う為に、全被告訴人らが包囲網として事前共謀して、各自の職務を装って、その職権を濫用して、合理的根拠の無い実質的な受付拒否により、犯罪捜査規範4条や61条や警察法2条に違反して、正当業務行為を逸脱し、私の告訴を妨害し、適正な手続を受ける権利の行使を妨害し、公務の公正という公益を侵害し、また、私に義務の無い本告訴をさせたので、牽連犯としての公務員職権濫用罪です。

挙証方法

- 1 横取りが前例の無い行為であること 5, 6, 7号証
 - 2 横取りが申立人限りの行為であること 5, 6, 7号証
 - 3 横取りが短期間(20181201～20190129)に10回も集中し、その後、雲散霧消したこと
 - 4 横取りで間違える(置き忘れだと思い込む)蓋然性が全く無いこと 5, 6, 7号証
 - 5 横取り行為の違法性があまりにも自明なこと 前例が無いことが公知の証左
上記1から5を総合すれば、社会的忖度による脅迫であること 13号証
- 沼田警察署が訴えた脅迫を否定した合理的根拠を全く示していないこと 1,3,4,8,9,10,11号証
合理的根拠を欠けば正当業務行為ではなく、法令(職責)違反や人権侵害であること 12号証
申立人が当り前のことをきちんと訴えていたこと 14号証
上村正が訴えた脅迫を否定した合理的根拠を全く示していないこと 15,16号証
★被疑者らの取調べが不可欠です(申立人の訴えを否定した合理的根拠が無いこと)

以上

告訴 P 証拠説明書 20201207(付審判)追加分

番号	標目	媒体等	立 証 趣 旨
14号証	令和2年6月15日付 同日提出の告訴状 一式	プリント 20200615 私が作成	立証すべきは、 <u>当該告訴状一式を令和2年6月15日に提出した事実とその記載内容です。</u> 内訳は当該告訴状と被害届2018と恣意性一覧表と証拠説明書と1から13号証です。
15号証	令和2年11月30日 付の不起訴処分通 知書	コピー 20201130 上村正が 作成	立証すべきは、 <u>14号証の事件に対する不起訴処分を令和2年11月30日に行ったこと</u> です。
16号証	20201203 09:36 私 宅から前橋地検の 上村正検事係への 通話録音の反訳書	プリント原本 USBメモリー 20201204 私が作成	立証すべきは、 <u>不起訴処分の実質的な理由をいくら訊ねても告知しなかったこと</u> です。 <u>不起訴裁定主文だけでは、告訴事実のうち、どこをどのように否定したのか？ という実質的な理由が全く解りません。</u> <u>社会通念上、これでは理由になり得ません。 合理的根拠無く訴えた犯罪を否定したことは、限りなく妨害的で職権濫用的です。</u> 特に、付審判請求書の原事件の焦点に記述の <u>1から5の、いずれも当り前の蓋然性を否定した理由が全く有りません。</u>

20201204 今井豊

20201203 09:36 私の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1)から前橋地方検察庁(群馬県前橋市大手町 3-2-1)の上村正検事係への通話録音の反訳書

(交換手) 前橋地検捜査官室の前原です、

(私) もしもし、あの、今井と申しますけども、

(交換手) えと、下の名前も頂戴してよろしいですかね?

(検事係) 豊です、あの、上村正検事お願ひしたいんですが、

(交換手) 少々お待ち下さいね、

(私) はい、

(交換手) 今井さん、少々お待ち下さいね、

(私) はい、

(検事係) お電話代りました、上村検事係です、

(私) はい、あの、み、ええと、不起訴あの、理由の告知をお願いしたいんですけども、

(検事係) はい、今井豊さんでよろしいですかね? はい、事件番号は何番になりますか?

(私) はい、まず、一つ目が、ええ、令和2年の、1279から1291ですね、

(検事係) 1279から1291、

(私) はい、二つ目が、ええ、令和2年の、1729から1731、

(検事係) 1729から1731、はい、

(私) それから三つ目が、ええ、令和2年の、1292から1295、

(検事係) 1292から1295、はい、

(私) それを、お願ひします、

(検事係) はい、ええと、口頭ですかね?、書面ですかね?

(私) ええと、すいません、それはあの、告訴人が選ぶべきなんですか?

(検事係) あ、そうですね、あの、書面で欲しいとゆう場合には書面で告知しますし、口頭でとゆうことであれば、今この場でお伝えすることもできますけれども?

(私) ええと、両方もできますか?

(検事係) 両方ですか?

(私) はい、

(検事係) あ? じゃ、今この場での、口頭でお伝えして、で、書面でも欲しいとゆうことですか? 同じ内容になりますが宜しいですか?

(私) ということは、不起訴裁定主文しか教えていただけないとゆうことですか?

(検事係) そうですね、はい、今井さんにはあの、以前からお送りしていると思うんですけども、同じような形でお送りすることになります、

(私) ううんと、何度も申し上げてるかと思うんですけども、不起訴裁定主文からは、あの、告訴事実のどこをどのように否定したのか? が読み取れませんよね?

(検事係) そうですね、でもあの、こちらとしてはですね、あの、そのような形でお伝えするとゆうことろまでなんです、

(私) ううん、ですからそれは、元々あの、取扱として職権濫用の疑いが有りますね?

(検事係) 取扱としてですかね?

(私) ええ、あの、もちろん、前橋地検だけではないんでしょうが?

(検事係) そうですね、あの、全体として、そうですね、

(私) 社会通念上、それでは、実質的な理由にならないですよね?

(検事係) それはちょっとこちらに言われましても、そのように取扱をしておりますので、

(私) はい、ですからあの、書面で出す場合でも、口頭で適宜、補足的な説明を行ってらっしゃるんじゃないでしょうか? そのように思って両方できるのか? とお訊ねしてるんですけども?

(検事係) 裁定主文までですね、お伝えしております、

(私) 口頭でもですか?

(検事係) そうですね、はい、

(私) ええ、それでしたらちょっと今回あの、急ぐのが最初の一つ目だけなんですが、それ、あの、三つとも郵便で頂けますか?

(検事係) はい? 何ですかね?

(私) 三つとも郵便で頂いたうえで、一つ目についてはちょっと、この電話で伺いたいん、電話でも伺いたいんですけども? 電話だけでも結構ですが、

(検事係) はい、そうしましたら、最初とゆうのが、1279 から 1291 ですかね?、それについては今、口頭でお伝えして、その他の二つ、1729 と 1292 からについては書面で欲しいとゆうことで宜しいですか?

(私) はい、

(検事係) はい、では、12、127

(私) あのもしもし、できましたら書面でも頂きたい、無理でしたら口頭だけで結構です?

(検事係) 解りました、では全て書面で欲しいとゆうことによろしいですか? で、1279 については、1279 からについては、今、口頭でもお伝えするとゆうことでよろしいですか?

(私) はい、お願ひします、

(検事係) はいでは、あの、調べますので、お待ちいただけますか?

(私) はい、

(検事係) もしもし、お待たせ致しました、はい、1279 から 1291 なんですけれども、はい、全てですね、あの、「罪とならず」です、

(私) 「罪とならず」? はい、ええとそれから、念の為の確認なんですけども、ええ、被疑者と事件番号の対応関係については、書かれている通りの順序で並んでいいると考えて宜しいんですね?

(検事係) そうですね、はい、

(私) わかりました、ありがとうございました。

(検事係) はい、では書面でお送り致しますので。

(私) はい、お願ひします。

(検事係) はい、はい、失礼致します。

以上